

## 第9号議案

大田区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区組織条例の一部を改正する条例

大田区組織条例（昭和49年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「地域力推進部

を「地域未来創造部」に、「こども家庭部」を  
スポーツ・文化・国際都市部」

「こども未来部」に改め、同表空港まちづくり本部の項を削り、同表中

「環境清掃部」を「資源環境部」に改める。

第2条の表中

「地域力推進部

- (1) 地域振興に関すること。
- (2) 区民協働に関すること。
- (3) 生涯学習に関すること。
- (4) 青少年に関すること。
- (5) 消費生活に関すること。
- (6) 統計に関すること。
- (7) 地域の行政組織の連絡及び連携に関すること。
- (8) 他の部の主管に属しない区民に関すること。

を

スポーツ・文化・国際都市部

- (1) スポーツ推進に関すること。
- (2) 文化振興に関すること。

- (3) 国際交流に関すること。
- (4) 多文化共生に関すること。

」

「地域未来創造部

- (1) 地域振興に関すること。
- (2) 区民協働に関すること。
- (3) 多文化共生に関すること。
- (4) 国際交流に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。 に改め、同表区民部の項中第4号
- (6) 生涯学習に関すること。
- (7) 消費生活に関すること。
- (8) 特別出張所に関すること。
- (9) スポーツの推進に関すること。
- (10) 文化芸術の推進に関すること。 」

を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 統計に関すること。

第2条の表健康政策部の項第1号中「地域医療」の次に「その他の保健衛生」を加え、同表こども家庭部の項を次のように改める。

こども未来部

- (1) 子育て支援及び児童福祉に関すること。
- (2) こども・若者育成支援に関すること。

第2条の表まちづくり推進部の項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 空港対策に関すること（他部に属するものを除く。）。
- (4) 空港跡地利用に関すること（他部に属するものを除く。）。

第2条の表空港まちづくり本部の項を削り、同表環境清掃部の項を次のように改める。

資源環境部

- (1) 環境政策に関すること。
- (2) 緑化に関すること。
- (3) 公害に関すること。
- (4) ごみの減量及び資源化に関すること。
- (5) 清掃に関すること。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(大田区スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 2 大田区スポーツ推進審議会条例（昭和58年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条中「スポーツ・文化・国際都市部」を「地域未来創造部」に改める。

(提案理由)

地域力推進部、スポーツ・文化・国際都市部、こども家庭部、空港まちづくり本部及び環境清掃部を廃止し、地域未来創造部、こども未来部及び資源環境部を新設するとともに、区民部、健康政策部及びまちづくり推進部の分掌事務を変更するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第10号議案

大田区附属機関の設置等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、区長その他の執行機関（以下「執行機関」という。）の附属機関の設置、所掌事務、組織その他附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び所掌事務)

第2条 大田区は、別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置するほか、執行機関が担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を設置することができる。

2 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2（以下これらを併せて「別表」という。）の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれ別表の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の構成員（以下「委員」という。）の定数は、別表の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれ別表の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、学識経験者その他それぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関

が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、原則として前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第5条 執行機関は、必要があると認めるときは、付属機関に専門の事項を調査させるための専門部会を置くことができる。

(秘密保持義務)

第6条 付属機関及び専門部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、付属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該付属機関の属する執行機関が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表に掲げる付属機関に相当する合議体（以下「従前の付属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表の付属機関（以下「新付属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の付属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 第3条第1項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

別表第1（第2条—第4条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	定数	任期
区長	大田区区民等特別表彰選考審査会	大田区区民等特別表彰条例（平成27年条例第2号）に定める区民等特別表彰の候補者の審査に関すること。	15人以内	2年
	大田区区政功労者選考審査会	大田区区政功労者表彰条例（昭和34年条例第23号）に定める区政功労者表彰の候補者の審査に関すること。	15人以内	2年
	大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会	（1） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する評価書並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）に規定する基礎項目評価書及び重点項目評価書（以下この項においてこれらを「評価書」という。）の点検に関すること。 （2） 特定個人情報保護評価に関する規則に規定する公表の限定部分の指定に関すること。 （3） 評価書の点検等に必要となる点検等の基準及び評価書の記入要領等の策定に関すること。	3人以上 5人以下	2年

	<p>ること。</p> <p>(4) 前3号に関する助言及び指導に関すること。</p> <p>(5) その他区長が必要と認める事項に関すること。</p>		
大田区男女共同参画推進区民会議	<p>(1) 大田区男女共同参画推進プランの策定及び推進に関すること。</p> <p>(2) 男女共同参画推進施策に関すること。</p> <p>(3) その他区長が必要と認める事項に関すること。</p>	16人以内	2年
大田区伝統工芸士認定審査会	大田区伝統工芸士の認定又は認定の取消しの審査に関すること。	4人	委嘱又は任命の日から大田区伝統工芸士の認定若しくは認定の取消しの審査又はこれに伴う事務が終了する日まで
大田区文化芸術推進協議会	<p>(1) 文化芸術の推進に係る計画等への提案及び助言に関すること。</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、区の文化芸術の推進に関して審議すること。</p>	14人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の翌年度の末日まで
大田区福祉有償運送運営協議会	特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送に係る協議及び審査に関すること。	17人以内	委嘱を受けた日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで
大田区地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、運営及び評価に関する事項並びに地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築に関する事項に係る審議に関すること。	10人	3年
大田区養護老人	養護老人ホームへの入所措置	6人	1年以内で

ホーム入所判定委員会	に係る要否等の審査に関する こと。		区長が定め る期間
おおた健康経営 事業所認定審査 委員会	おおた健康経営事業所の認定 審査に関すること。	7 人 以内	3年以内
大田区コミュニ ティバス等検討 会議	(1) 地域の実情に応じた適 切な乗合旅客運送の態様等 に関すること。 (2) バス等の旅客輸送を提 供すべき地域及び区間に関 すること。 (3) その他区長が必要と認 める事項に関すること。	50 人 以内	2年以内
大田区交通政策 基本計画推進協 議会	(1) 交通政策基本計画に基 づく交通に関する施策を推 進するための計画の策定に 関すること。 (2) 地域の実情に即した輸 送サービスの実現に必要と なる事項を協議すること。 (3) その他区長が必要と認 める事項に関すること。	50 人 以内	2年以内
大田区移動等円 滑化推進協議会	大田区移動等円滑化に関する 方針及び計画の策定並びに推 進に必要な調査及び検討を行 うこと。	50 人 以内	委嘱又は任 命の日から その日の属 する年度の 翌々年度の 末日まで
グリーンプラン おおた推進会議	(1) 大田区緑の基本計画グ リーンプランおおたの策定 及び推進に必要な調査及び 検討を行うこと。 (2) その他区長が必要と認 める事項に関すること。	15 人 以内	委嘱又は任 命の日から その日の属 する年度の 翌年度の末 日まで
大田区自転車活 用推進委員会	(1) 区内全域における自転 車活用の推進に関する施策 の策定に関すること。 (2) 大田区自転車活用推進 計画の策定に関すること。	30 人 以内	委嘱又は任 命の日から その日の属 する年度の 翌年度の末 日まで

別表第2 (第2条—第4条関係)

付属機関	所掌事務	定数	任期
------	------	----	----

計画の策定等に係る付属機関	計画的な区政の運営を図るため、各分野における計画の策定又は変更及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	各 30 人以内	2 年以内で執行機関が定める期間
受託者の選定に係る付属機関	区が発注する業務等に係る受託者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	各 15 人以内	委嘱又は任命の日から受託者が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
区の財産等の使用者等の選定に係る付属機関	区の財産、権利等を使用させ、又は譲渡する相手方の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	各 15 人以内	委嘱又は任命の日から相手方が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
補助金、助成金等の交付対象者の選定に係る付属機関	区が実施する補助金、助成金等の交付対象者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	各 15 人以内	委嘱又は任命の日から交付対象者が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
適格者、適任者等の選定に係る付属機関	区の各分野における功労者の選定その他の実績、能力、適性、経験等を踏まえた適格者、適任者等の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	各 15 人以内	委嘱又は任命の日から適格者、適任者等が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
作品、実演等の選考に係る付属機関	作品、実演等の選考及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	各 15 人以内	委嘱又は任命の日から作品、実演等が選考される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
事故調査に係る付属機関	人の生命又は身体に害が発生した事故について第三者による調査を行う必要がある場合における事実の調査に関すること。	各 5 人以内	委嘱又は任命の日から調査が終了する日又は調査に伴う事務が終了する日まで

(提案理由)

附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある  
ので、この案を提出する。

## 第 11 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### 第 1 章 関係条例の一部改正

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号）の一部を次のように  
改正する。

第 21 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 21 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第  
1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 7 号）の一部を次のように改  
正する。

第 8 条第 1 項中「禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 32 年条例第 3 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 17 条第 1 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第 5 項第 2 号中「禁  
錮」を「拘禁刑」に改める。

第 18 条の見出し、同条第 1 項第 1 号、第 19 条第 1 項第 1 号及び第 21 条第 4  
項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大田区区民等特別表彰条例等の一部改正)

第 4 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大田区区民等特別表彰条例（平成 27 年条例第 2 号）第 5 条第 1 号
- (2) 職員の退職管理に関する条例（令和 6 年条例第 43 号）第 10 条第 2 号  
（大田区特別区税条例等の一部改正）

第 5 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）第 66 条第 1 項
- (2) 大田区プールに関する条例（昭和 50 年条例第 12 号）第 10 条
- (3) 大田区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 10 年条例第 68 号）第 11 条
- (4) 地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成 22 年条例第 44 号）第 65 条
- (5) 大田区行政不服審査法施行条例（平成 28 年条例第 4 号）第 9 条
- (6) 大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）付則第 6 項及び第 7 項
- (7) 大田区議会個人情報保護条例（令和 5 年条例第 17 号）第 55 条から第 57 条まで

## 第 2 章 経過措置

### 第 1 節 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 6 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。

)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第7条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て規則で定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の退職

手当に関する条例第 17 条第 1 項及び第 5 項、第 18 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 21 条第 4 項並びに職員の退職手当に関する条例第 21 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

### 第 3 節 その他

（経過措置の規則への委任）

第 10 条 この章に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

### 付 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の給与に関する条例等の規定を整理するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

## 第 12 号議案

大田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

大田区長等の給料等に関する条例（昭和 23 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の 9 種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費の 8 種」に改める。

別表 2 区長の項中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）中内閣総理大臣等中その他の」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）中内閣総理大臣等の職にある」に、同表副区長の項中「国家公務員等の旅費に関する法律中指定職の職務」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令中指定職職員等の職」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条第 2 項及び別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 13 号議案

大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の 9 種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費の 8 種」に、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）中指定職の職務」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）中指定職職員等の職」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 14 号議案

大田区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大田区監査委員の給与等に関する条例（平成 4 年条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の 9 種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費の 8 種」に、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）中指定職の職務」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）中指定職職員等の職」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 15 号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号）の一部  
を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 項中「その他規則で定める者」の次に「（第 16 条の 4 第 1 項  
において「配偶者等」という。）」を加える。

第 9 条の 3 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（小学校就学の始期に  
達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）」を付  
し、同条中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 9 条の 4 の見出しを削る。

第 15 条第 1 項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休  
暇」に改める。

第 16 条第 1 項中「この条において」を削る。

第 16 条の 3 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 16 条の 4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に  
至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資す  
るものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護  
両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、  
介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」とい  
う。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置

を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3）前2号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

育児を行う職員に係る超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、子の看護のための休暇の見直しを行いその名称を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 16 号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 11 年条例第 3 号）の一部を次のように  
改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

災害応急作業等手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 区に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 1 項に基づき災害対策本部又はその他の災害関係対策本部が設置された場合において、次に掲げる作業に従事した職員
  - ア 異常な自然現象により重大な風水害が発生した、又は発生するおそれのある河川の堤防又は道路において行う応急作業
  - イ 交通の安全性を確保するために区の管理する道路において行う除雪作業等
- (2) 災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項に基づく災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され、当該区域内において災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事した職員
- (3) 前号の災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に居住し、又は居住していた被災者に対して、当該区域外において対面により支援する業務に従事した職員

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

災害応急作業等手当の規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 17 号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 32 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 8 項第 4 号中「職業に就いた者」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第 12 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第 15 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第 13 条第 8 項第 4 号（同条第 9 項において準用する場合を含む。）及び同条第 12 項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法の改正に伴い、就業手当に係る規定を廃止するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 18 号議案

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例の一部  
を改正する条例

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39  
年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1 億 5,000 万円」を「1 億 8,000 万円」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

議会の議決に付すべき工事又は製造の請負契約の予定価格を引き上げるため、  
条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 19 号議案

大田区積立基金条例の一部を改正する等の条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区積立基金条例の一部を改正する等の条例

(大田区積立基金条例の一部改正)

第 1 条 大田区積立基金条例(昭和 39 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

産業のまち未来基金
みどり基金

(大田区中小企業融資基金条例の廃止)

第 2 条 大田区中小企業融資基金条例(昭和 42 年条例第 25 号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(大田区中小企業融資基金条例の廃止に伴う経過措置)

2 大田区中小企業融資基金条例の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 4 号)付則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の大田区中小企業融資基金条例(以下「旧条例」という。)第 6 条及び第 7 条の規定は、第 2 条の規定の施行後も、旧条例第 6 条に規定する別に定める資金の融資の償還が完了するまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第 7 条中「特別の事由があると認めるときは、大田区中小企業融資あつせん審査会の審査に付し」とあるのは、「特別の事由があると認めるときは」とする。

(提案理由)

中小企業融資基金を廃止し、産業のまち未来基金を設置するほか、みどり基金を設置するため、条例を改正し及び廃止する必要があるので、この案を提出する。

第 20 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 72 の項中「第 18 条第 2 項及び第 4 項」を「第 18 条第 2 項及び第 5 項」に、「5,600 円」を「6,900 円」に、「9,400 円」を「13,000 円」に、「14,000 円」を「21,000 円」に、「19,000 円」を「25,000 円」に、「第 18 条第 4 項ただし書」を「第 18 条第 5 項ただし書」に、「第 18 条第 4 項に」を「第 18 条第 5 項に」に改め、同表 73 の項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に、「第 7 条の 3 第 4 項又は第 18 条第 20 項」を「第 7 条の 3 第 4 項又は第 18 条第 29 項」に、「11,000 円」を「15,000 円」に、「12,000 円」を「17,000 円」に、「16,000 円」を「25,000 円」に、「23,000 円」を「31,000 円」に改め、同表 74 の項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に、「第 7 条の 3 第 4 項又は第 18 条第 20 項」を「第 7 条の 3 第 4 項又は第 18 条第 29 項」に、「9,900 円」を「12,000 円」に、「11,000 円」を「16,000 円」に、「15,000 円」を「23,000 円」に、「21,000 円」を「29,000 円」に改め、同表 75 の項中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改め、同表 76 の項中「第 18 条第 24 項第 1 号若しくは第 2 号」を「第 18 条第 38 項第 1 号若しくは第 2 号」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 2 条関係）

項	事務	名称及び額（1 件につき）	徴収時
---	----	---------------	-----

				期
1	都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律  (平 成24 年法 律第 84号。 以下 この 表に おい て「法 」とい う。)第 54条 第1項 の規 定に 基づ く低 炭素 建築 物新 築等 計画 の認 定の 申請 に対 する 審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)		
	(1)	一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び別表第3において同じ。)	5,800円	認定申請のとき
	申請に併せて	一 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。)	11,300円	
	区長が指定する者(以下この表において「適合性確認機関」という。)	一 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。)	23,800円	
	作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に	一 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。)	52,800円	
		一 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。)	94,700円	
		一 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。)	119,000円	

適合していることを示す書類が提出された場合

非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円
	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円

(2) (1) 以外の場合

一戸建て住宅

		基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）による場合	
		仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下この表及び別表第3において同じ。）を基準省令第10条第2号ロ（1）の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ（1）の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この表並びに別表第3の4の項及び5の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの
			30,100円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの
			33,200円

			標準計算法（基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この表並びに別表第3の4の項及び5の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円
一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円	
	仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未	100,000円	

		満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床	390,000円

		面積の合計が 10,000 平方メ ートルのもの	
非 住 宅 部 分	モデル建物 法（一次エ ネルギー消 費量の算出 に用いるべ き標準的な 建築物及び 基準省令第 10条第1号 イ(1)の屋 内周囲空間 の年間熱負 荷（以下こ の表におい て「屋内周 囲空間の年 間熱負荷」 という。） の算出に用 いるべきも のとして国 土交通大臣 が定める建 築物を用い て評価する 方法をいう。 以下この表 並びに別表 第3の4の 項及び5の 項において 同じ。）に よる場合	当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル未満のもの	102,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル以上1,000 平方メートル未 満のもの	129,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	171,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル未 満のもの	276,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メ ートル未満の もの	361,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 10,000 平方メ ートルのもの	434,000 円
	標準入力法 等（実際の 設計仕様の 条件を基に	当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル未満のもの	266,000 円

				算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表並びに別表第3の4の項及び5の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	896,000円	
2	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)					
	(1)申請	一戸建て住宅				4,100円	変更
		一 住宅部分		当該部分の床		8,000円	

変更の申請に対する審査	併せて適合確認が成した第54条第1項に掲げる基準に適合していることを示書が提出された場合	戸建て住宅以外の建築物	面積の合計が300平方メートル未満のもの		認定申請のとき	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円		
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	83,500円		
			非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		13,800円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		22,200円

			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円
(2) (1)以外の場合	一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
一住	誘導仕様基	当該部分の床	26,800円	

戸建て住宅以外の建築物	準による場合	面積の合計が300平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円

		もの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	213,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円
非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未	91,100円

					満のもの	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
					当該部分の床面積の合計が	430,000円

					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	531,000 円
					当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルのもの	627,000 円

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3 (第 2 条関係)

項	事務	名称及び額 (1 件につき)			徴収時期
1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号。以下この表において「建築物省エネ法」という。)	建築基準法第 6 条第 4 項及び同法第 18 条第 3 項に基づく建築物の計画に関する確認の申請に対する審査に併せて行う仕様基準 (住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号)。以下この表において同じ。) 又は誘導仕様基準審査手数料 次の (1) 及び (2) に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			確認申請又は計画通知のとき
	(1) 一戸建て住宅	当該部分の床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	2,500 円		
		当該部分の床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	4,700 円		
		当該部分の床面積の合計が 100 平方メートル	7,800 円		

<p>第11条 第1項 ただし 書又は 第12条 第2項 ただし 書の規 定に基 づく審 査（建 築物省 エネ法 第11条 に規定 する特 定建築 行為が 建築物 のエネルギー 消費性能の向上等 に関する法律施行規則 （平成28年国土交通省令第5号） 第2条第1項第1号イ 又はロに該当する場合に限る。）</p>		ルを超え200平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円
	(2) 一戸建て住宅以外の住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円
		当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円
		当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円
		当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円
		当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円

				の		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900円	
2	建築物省エネ法第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	次の(1)			
		(1) 計	一戸建て住宅		5,800円	計画の提出又は通知のとき
		画提出又は計画通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	一戸建て住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円	
				当該部分の床面積の合計が	119,000円	

			10,000 平方メートルのもの	
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300 円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500 円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600 円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300 円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000 円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000 円
(2) (1) 以外の場合	一戸建て	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700 円

住宅		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
	仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円

			方法をいう。本項、3の項及び6の項において同じ。)による場合		
			標準計算法 (基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。本項、3の項及び6の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
			標準計算法 (基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。本項、3の項及び6の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円
一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円

	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円

		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	390,000円
非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メー	149,000円

		ト ル 以 上 10,000 平方メ ートル未満の もの	
		当該部分の床 面積の合計が 10,000 平方メ ートルのもの	188,000 円
非 住 宅 部 分 の 用 途 が 工 場 等 の み の 場 合 以 外 の 非 住 宅 部 分 の 場 合	モデル 建物法 (一次 エネル ギー消 費量の 算出に 用いる べき標 準的な 建築物 を用い て評価 する方 法をい う。本 項、3 の項及 び6の 項にお いて同 じ。)に よる 場合	当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル未満のもの	102,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル以上1,000 平 方メートル未 満のもの	129,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メートル 未満のもの	171,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル 未満のもの	276,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 5,000 平方メー ト ル 以 上 10,000 平方メ ートル未満の もの	361,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 10,000 平方メ ートルのもの	434,000 円
	標準入		当該部分の床

				<p>力法等（実際の設計仕様の条件を基準に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。本項、3の項及び6の項において同じ。）による場合</p>	<p>面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>		
					<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	334,000円	
					<p>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	431,000円	
					<p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	615,000円	
					<p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	758,000円	
					<p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの</p>	896,000円	
3	建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額					
		(1) 変更計画提出又は変更計画通知に併せて建	一戸建て住宅			4,100円	変更計画の提出
			一戸建て住宅	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
					当該部分の床面積の合計が	16,700円	

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物省エネ法第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	以外の建築物	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		又は通知のとき	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円		
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	83,500円		
			非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円		
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	66,100円		

			未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円
(2) (1) 以外の場 合	一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
一戸建て	住宅部	仕様基準又は誘導仕	当該部分の床面積の合計が300平方メートル	26,800円

て住宅以外の建築物	分	様基準による場合	ル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
	仕様・計算併用法による場合			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
				当該部分の床	213,000円

		面積の合計が 10,000 平方メ ートルのもの	
	標準計 算法に よる場 合	当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル未満のもの	56,800 円
		当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル以上 2,000 平 方メートル未 満のもの	94,600 円
		当該部分の床 面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル 未満のもの	161,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メ ートル未満の もの	231,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 10,000 平方メ ートルのもの	273,000 円
		非住宅部分 の用途が工 場等のみの 場合	当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル未満のもの
	当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル以上 1,000 平 方メートル未 満のもの		13,800 円
	当該部分の床 面積の合計が		22,200 円

		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,100 円
		当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	104,000 円
		当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルのもの	132,000 円
	非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非	モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	71,600 円
		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	91,100 円
		当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	119,000 円
		当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル	193,000 円

				住宅部分の場合	未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円

					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	627,000円	
4	建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)	(1) 申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	一戸建て住宅		5,800円	認定申請のとき
			一戸建て住宅	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		11,300円	
			一戸建て住宅以外の建築物	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		23,800円	
			一戸建て住宅以外の建築物	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		52,800円	
			一戸建て住宅以外の建築物	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		94,700円	
			一戸建て住宅以外の建築物	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上		119,000円	

		ー ト ル 以 上 25,000 平方メ ー ト ル 未 満 の も の	
		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 25,000 平方メ ー ト ル 以 上 の も の	148,000 円
	非住宅部分	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 300 平方メー ト ル 未 満 の も の	11,300 円
		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 300 平方メー ト ル 以 上 1,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	19,500 円
		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 1,000 平方メー ト ル 以 上 2,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	31,600 円
		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 2,000 平方メー ト ル 以 上 5,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	94,300 円
		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5,000 平方メー ト ル 以 上 10,000 平方メ ー ト ル 未 満 の も の	149,000 円
		当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 10,000 平方メ ー ト ル 以 上	188,000 円

			25,000 平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が25,000 平方メートル以上のもの	235,000 円
(2) (1) 以外の場合	一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200 平方メートル未満のもの	20,700 円
			当該部分の床面積の合計が200 平方メートル以上のもの	22,200 円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200 平方メートル未満のもの	30,100 円
	当該部分の床面積の合計が200 平方メートル以上のもの		33,200 円	
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200 平方メートル未満のもの	40,200 円	
		当該部分の床面積の合計が200 平方メートル以上のもの	44,900 円	
	一戸建て住宅以外の建	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの				66,900 円

建築物

	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円
	当該部分の床	354,000円

		面積の合計が 25,000 平方メ ートル以上の もの	
	標準計 算法に よる場 合	当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル未満のもの	81,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル以上 2,000 平 方メートル未 満のもの	135,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 2,000 平方メ ートル以上 5,000 平方メートル 未満のもの	229,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 5,000 平方メ ートル以上 10,000 平方メ ートル未満の もの	329,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 10,000 平方メ ートル以上 25,000 平方メ ートル未満の もの	390,000 円
		当該部分の床 面積の合計が 25,000 平方メ ートル以上の もの	449,000 円
非 住 宅		モデル 建物法 による	当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー

部分	場合	ル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円

					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000円
5	建築物省エネ法第31条第1項の	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の				

規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	72 の項の 1 から 3 までに掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表 72 の項の 4 に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1 基について同表 72 の項の 6 に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）					
	(1) 申請に併せて建築物省エネ法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	一戸建て住宅		4,100 円	変更認定申請のとき	
		一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの		8,000 円
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		16,700 円
			当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	37,000 円		
			当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	66,500 円		
			当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	83,500 円		
			当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上の	103,000 円		

	もの	
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円

(2) (1)以外 の場合	一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
	一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
				当該部分の床面積の合計が	127,000円

	5,000 平方メートル以上のもの	
仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000 円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500 円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000 円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000 円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000 円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000 円
標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800 円

		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円
非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床	119,000円

					面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル 未満のもの	
					当該部分の床 面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル 未満のもの	193,000円
					当該部分の床 面積の合計が 5,000平方メー トル以上 10,000平方メ ートル未満の もの	253,000円
					当該部分の床 面積の合計が 10,000平方メ ートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	304,000円
					当該部分の床 面積の合計が 25,000平方メ ートル以上の もの	357,000円
				標準入 力法等 による 場合	当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	186,000円
			当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上1,000平 方メートル未 満のもの		234,000円	
			当該部分の床 面積の合計が		301,000円	

					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	430,000 円	
					当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	531,000 円	
					当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	627,000 円	
					当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	715,000 円	
6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 に該当していることの証明手数料 次の(1)及び(2)に掲 げる区分に応じて、次に掲げる額					
		(1) 軽	一戸建て住宅			4,100 円	交 付 申 請 の と き
		微な変	住宅部分		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8,000 円	
		更に該	一戸建て住宅以外の		当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未	16,700 円	

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 に該当していることの証明	エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第5条に掲げる軽微な変更 に該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	建築物	満のもの		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円	
		非住宅部分		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	83,500円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円

			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円
(2) (1)以外の場合	一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		23,300円	
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
一戸建て住宅以	住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	46,500円

外の建築物		ル以上2,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	213,000円

標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円
非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル	22,200円

		未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円
非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が	253,000円

				分 の 場 合	5,000 平方メ ー ト ル 以 上 10,000 平方メ ー ト ル 未 満 の も の	
					当該部分の床 面 積 の 合 計 が 10,000 平方メ ー ト ル の も の	304,000 円
				標 準 入 力 法 等 に よ る 場 合	当該部分の床 面 積 の 合 計 が 300 平方メー ト ル 未 満 の も の	186,000 円
					当該部分の床 面 積 の 合 計 が 300 平方メー ト ル 以 上 1,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	234,000 円
					当該部分の床 面 積 の 合 計 が 1,000 平方メ ー ト ル 以 上 2,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	301,000 円
					当該部分の床 面 積 の 合 計 が 2,000 平方メ ー ト ル 以 上 5,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	430,000 円
					当該部分の床 面 積 の 合 計 が 5,000 平方メ ー ト ル 以 上 10,000 平方メ ー ト ル 未 満 の も の	531,000 円
					当該部分の床 面 積 の 合 計 が 10,000 平方メ ー ト ル の も の	627,000 円

別表第3備考第1号中「、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料」を削り、「証明手数料」の次に「（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）」を加え、「1の項の(2)、2の項の(2)、5の項の(2)の非住宅部分及び」を「2の項の(2)、3の項の(2)又は」に改め、同表備考第2号中「向上の一層」を「一層の向上」に改め、「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」の次に「（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）」を加え、「それぞれ3の項」を「それぞれ4の項」に、「及び4の項」を「及び5の項」に改め、同表備考第3号中「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料」を「適合性判定手数料等」に改め、同表備考第4号中「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料」を「適合性判定手数料等」に、「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「非住宅部分」を「建築物の部分」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同表備考第5号中「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料」を「適合性判定手数料等」に、「1の項の(2)、2の項の(2)及び6の項の(2)」を「非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合」に改め、同表備考第6号を削り、同表備考第7号中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同号を同表備考第6号とし、同表備考第8号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第26条」を「第25条」に改め、同号ただし書中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」

に、「3の項」を「4の項」に改め、同号を同表備考第7号とし、同表備考第9号中「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「1の項」を「2の項」に改め、同号を同表備考第8号とし、同表備考第10号中「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「2の項」を「3の項」に改め、同号を同表備考第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）において、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

別表第3備考第11号及び第12号を次のように改める。

(11) 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）

又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）において、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

(12) 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、2の項の(2)、3の項の(2)又は6の項の(2)に掲げる非住宅部分の用途が工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を改定するとともに、必要な手数料を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 21 号議案

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一  
部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の 9 種」  
を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費の 8 種」に、「国  
家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）中指定職の職務」を「国  
家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）中指定職職員等  
の職」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行か  
ら適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため、条例を  
改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 22 号議案

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の 9 種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費の 8 種」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 23 号議案

大田区休養村とうぶ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区休養村とうぶ条例の一部を改正する条例

大田区休養村とうぶ条例（平成 10 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

### 別表第 1（第 6 条関係）

施設名	定員	使用料
和洋室	4 人	20,000 円
洋室	3 人	14,200 円
和室（広縁付）	5 人	21,200 円
和室	6 人	1 人～4 人 15,000 円
		4 人を超えて利用する場合は、1 人増すごとに 1 人当たり 2,500 円を徴収する。
別棟	30 人	1 人～10 人 31,200 円
		10 人を超えて利用する場合は、1 人増すごとに 1 人当たり 1,800 円を徴収する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

### 別表第 2（第 6 条関係）

付帯施設名	区分	使用料	摘要	
浴室	大人 1 回	620 円	宿泊者は無料	
	小人 1 回	370 円		
会議室	3 時間	1,800 円	貸切使用	
大広間	3 時間	1,800 円	貸切使用	
セミナー室	A（教室型）	3 時間	1,800 円	貸切使用
	B（調理型）	3 時間	1,800 円	貸切使用
	C（図工型）	3 時間	1,800 円	貸切使用
ホール（体育館）	2 時間	2,000 円	貸切使用 ただし、個人使用は無料	

多目的グラウンド	2時間	2,000円	貸切使用 ただし、個人使用は無料
テニスコート	2時間	2,000円	面ごとの貸切使用
ゲートボール場	2時間	1,200円	面ごとの貸切使用
キャンプ場・バーベキュー場	日中	1,200円	1場所単位の使用
	夜間	1,200円	

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係るものから適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設及び付帯施設に係る使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 24 号議案

大田区青少年交流センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区青少年交流センター条例の一部を改正する条例

大田区青少年交流センター条例（平成 30 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 宿泊を伴う場合の部ア宿泊室（1 人 1 泊当たり）の項中備考以外の部分を次のように改める。

### ア 宿泊室（1 人 1 泊当たり）

施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般	
和室	中学生以下	600 円	800 円	1,700 円
	高校生	620 円	900 円	2,000 円
	成人	720 円	1,000 円	2,500 円
洋室	中学生以下	1,200 円	2,100 円	3,000 円
	高校生	1,300 円	2,300 円	3,200 円
	成人	1,600 円	3,000 円	4,200 円
指導者室	成人	1,100 円	1,800 円	2,600 円

別表の 1 宿泊を伴う場合の部ア宿泊室（1 人 1 泊当たり）の項備考第 6 号中「6,600 円」を「8,200 円」に、「5 割」を「2 割 5 分」に改める。

別表の 1 宿泊を伴う場合の部イ研修室、調理室及び体育室（1 室当たり）の項中備考以外の部分を次のように改める。

### イ 研修室、調理室及び体育室（1 室当たり）

施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般	
第 1 研修室	午前	2,000 円	3,800 円	5,800 円
	午後	2,600 円	5,200 円	7,800 円
	夜間	2,600 円	5,200 円	7,800 円
第 2 研修室	午前	900 円	2,000 円	2,800 円

調理室	午後	1,200 円	2,600 円	3,800 円
	夜間	1,200 円	2,600 円	3,800 円
	朝	1,200 円	2,600 円	3,800 円
	昼	1,200 円	2,600 円	3,800 円
体育室	夜	1,200 円	2,600 円	3,800 円
	午前	2,000 円	4,000 円	6,000 円
	午後A	1,600 円	3,300 円	5,000 円
	午後B	1,600 円	3,300 円	5,000 円
	夜間	2,000 円	4,000 円	6,000 円

別表の2宿泊を伴わない場合（1室あたり）の部中備考以外の部分を次のように改める。

## 2 宿泊を伴わない場合（1室あたり）

施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般	
第1和室 第2和室	午前	1,200 円	2,500 円	3,600 円
	午後	1,600 円	3,200 円	4,800 円
	夜間	1,600 円	3,200 円	4,800 円
第3和室	午前	740 円	1,500 円	2,200 円
	午後	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	夜間	1,000 円	2,000 円	3,000 円
第4和室 第5和室	午前	600 円	1,100 円	1,700 円
	午後	760 円	1,600 円	2,300 円
	夜間	760 円	1,600 円	2,300 円
第6和室 第7和室	午前	460 円	900 円	1,300 円
	午後	620 円	1,200 円	1,800 円
	夜間	620 円	1,200 円	1,800 円
第1研修室	午前	2,000 円	3,800 円	5,800 円
	午後	2,600 円	5,200 円	7,800 円
	夜間	2,600 円	5,200 円	7,800 円
第2研修室	午前	900 円	2,000 円	2,800 円
	午後	1,200 円	2,600 円	3,800 円
	夜間	1,200 円	2,600 円	3,800 円
調理室	昼	1,200 円	2,600 円	3,800 円
	夜	1,200 円	2,600 円	3,800 円
体育室	午前	2,000 円	4,000 円	6,000 円
	午後A	1,600 円	3,300 円	5,000 円
	午後B	1,600 円	3,300 円	5,000 円
	夜間	2,000 円	4,000 円	6,000 円

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 25 号議案

大田区立消費者生活センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立消費者生活センター条例の一部を改正する条例

大田区立消費者生活センター条例（昭和 55 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表集会室の項を次のように改める。

集 会 室	第一集会室	午前	1,200 円
	第二集会室	午後	1,800 円
	第三集会室	夜間	3,000 円
	第四集会室		
	第五集会室	午前	1,900 円
	第六集会室	午後	2,900 円
		夜間	4,800 円
	大集会室	午前	5,800 円
		午後	8,700 円
		夜間	14,500 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する

必要があるので、この案を提出する。

## 第 26 号議案

大田区区民活動支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区区民活動支援施設条例の一部を改正する条例

大田区区民活動支援施設条例（平成 15 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（事業）

第 4 条 区は、支援施設において、区内における地域住民の福祉の向上、環境の保全、快適なまちづくり、青少年の健全育成その他の地域の社会的活動又は公益性のある活動を行う団体に対して、情報の提供、相談及び助言を行うとともに、区民及び団体間の交流の促進を図るため、活動の場所を提供する事業を行うものとする。

第 5 条第 1 項中「協働支援施設」を「支援施設」に改め、同項ただし書中「ふれあいコーナー、情報交流室」を「情報交流室」に改め、同条第 2 項を削る。

第 6 条第 1 項中「軽食コーナー、ふれあいコーナー、情報交流室、ワーキングルーム」を「情報交流室」に改める。

第 10 条第 2 項を削る。

第 11 条を削り、第 12 条を第 11 条とし、第 13 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 大田区区民活動支援施設大森の項中「大森西二丁目 16 番 2 号」を「大森西二丁目 20 番 17 号」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

名称	施設
大田区区民活動支援施設大森	調理室 会議室 情報交流室
大田区区民活動支援施設蒲田	相談・交流室 教室 多目的スペース

別表第3の1区民活動支援施設大森の部を次のように改める。

1 大田区区民活動支援施設大森

使用区分 施設名	午前	午後	夜間
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
調理室	300円	420円	420円
会議室	620円	820円	920円

別表第3の2区民活動支援施設蒲田の部中「区民活動支援施設蒲田」を「大田区区民活動支援施設蒲田」に改め、同部教室の項中「2,700円」を「2,600円」に改め、同表備考第3号中「、区民利用施設においては正午から午後零時30分まで、午後3時から午後3時30分まで及び午後6時30分から午後7時までの時間」を削り、同表備考第4号及び第5号を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第3の2区民活動支援施設蒲田の部教室の項の改正規定及び次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第3の規定（2大田区区民活動支援施設蒲田の部教室の項に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すほか、区民活動支援施設大森の一時移転に伴い規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 27 号議案

大田区区民活動施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区区民活動施設条例の一部を改正する条例

大田区区民活動施設条例(令和 2 年条例第 65 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「及び別表第 3」を「から別表第 4 まで」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

大森西区民活動施設	同 大森西二丁目 16 番 2 号
-----------	-------------------

別表第 3 に次のように加える。

大森西 区民活 動施設	音楽ス タジオ	中高生 世代の 者	300 円				
		その他 の者	1,500 円				

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 (第 6 条関係)

名称	施設名	使用区分			
		午前	午後 1	午後 2	夜間
大森西区民活動 施設	体育室全面	16,200 円	16,200 円	16,200 円	16,200 円
	体育室半面	8,100 円	8,100 円	8,100 円	8,100 円
	多目的室	5,800 円	5,800 円	5,800 円	5,800 円

備考

- (1) 使用区分の午前とは午前 9 時から午前 11 時 30 分まで、午後 1 とは午後 0 時 30 分から午後 3 時まで、午後 2 とは午後 4 時から午後 6 時 30 分まで、夜間とは午後 7 時 30 分から午後 10 時までとし、それぞれの区分を 1 使用区分とする。
- (2) 2 使用区分以上を使用する場合に限り、中間の時間(午前 11 時 30 分

から午後0時30分まで、午後3時から午後4時まで、午後6時30分から午後7時30分まで)を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。

(3) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 区長は、この条例の施行の前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(提案理由)

大森西区民活動施設を新設することに伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 28 号議案

大田区特別出張所付属施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区特別出張所付属施設条例の一部を改正する条例

大田区特別出張所付属施設条例（昭和 37 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中付記以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

種別		区別	午前	午後	夜間
入新井集会室	大集会室		3,000 円	4,400 円	7,400 円
	小集会室		1,500 円	2,300 円	3,800 円
新井宿会館	集会室		3,000 円	4,500 円	7,500 円
	和室		500 円	760 円	1,200 円
嶺町集会室	大集会室		4,200 円	6,300 円	10,500 円
	小集会室		3,000 円	4,500 円	7,500 円
六郷集会室	第一集会室		1,700 円	2,900 円	4,700 円
	第二集会室		1,700 円	2,900 円	4,700 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 29 号議案

大田区立区民センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立区民センター条例の一部を改正する条例

大田区立区民センター条例（昭和 44 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 馬込区民センターの項、萩中集会所の項、大森西区民センターの項及び矢口区民センターの項を次のように改める。

馬込 区民 セン ター	広間	夜間	2,800 円
	静養室	夜間	1,800 円
	第一集会室	午前	1,800 円
		午後	2,400 円
		夜間	2,400 円
	第二集会室	午前	1,100 円
		午後	1,500 円
		夜間	1,500 円
	体育室	午前	1,100 円
		午後	1,500 円
		夜間	1,500 円
	萩中 集會 所	シルバールーム	夜間
第一集会室		午前	1,700 円
		午後	2,300 円
		夜間	2,300 円
第二集会室		午前	1,600 円
		午後	2,200 円
		夜間	2,200 円
第三集会室		午前	1,600 円
		午後	2,100 円
		夜間	2,100 円
キッズルーム		夜間	2,200 円
体育室		午前	1,400 円
	午後	1,800 円	
	夜間	1,800 円	

	小体育室	午前	320 円	
		午後	420 円	
		夜間	420 円	
大森 西区 民セ ンタ ー	広間	夜間	3,200 円	
	静養室	夜間	1,200 円	
		レクリエーションホール	午前	780 円
			午後	1,000 円
	夜間		1,000 円	
	第二集会室	午前	1,900 円	
		午後	2,500 円	
		夜間	2,500 円	
	第三集会室	午前	860 円	
		午後	1,100 円	
		夜間	1,100 円	
	和室	午前	740 円	
		午後	1,000 円	
		夜間	1,000 円	
	体育室	午前	2,000 円	
午後		2,700 円		
夜間		2,700 円		
矢口 区民 セン ター	広間	夜間	4,300 円	
	第一静養室	夜間	1,300 円	
	第二静養室	夜間	1,300 円	
	第一集会室	午前	1,000 円	
		午後	1,400 円	
		夜間	1,400 円	
	第二集会室	午前	1,100 円	
		午後	1,400 円	
		夜間	1,400 円	
	多目的室	午前	1,100 円	
		午後	1,700 円	
		夜間	1,700 円	
	レクリエーションルーム	午前	1,200 円	
		午後	1,800 円	
		夜間	1,800 円	
スポーツスタジオ	午前	1,900 円		
	午後	2,500 円		
	夜間	2,500 円		
体育室	午前	2,800 円		
	午後	3,800 円		
	夜間	3,800 円		

温水プール	個人使用	一般（高校生以上）	2時間以内	460円
			超過時間30分ごと	120円
		小・中学生	2時間以内	100円
			超過時間30分ごと	20円
	貸切り使用	22,700円		

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 30 号議案

大田区立文化センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立文化センター条例の一部を改正する条例

大田区立文化センター条例（昭和 60 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3（第 7 条関係）

名称	施設名	使用区分		
		午前	午後	夜間
大田区立美原文化センター	第一集会室	1,600 円	2,100 円	2,100 円
	第二集会室	780 円	1,100 円	1,100 円
	和室	900 円	1,400 円	1,400 円
	調理室	740 円	1,000 円	1,000 円
同 馬込文化センター	第一集会室	1,900 円	2,500 円	2,500 円
	第二集会室	780 円	1,000 円	1,000 円
	和室	760 円	1,000 円	1,000 円
	調理室	1,300 円	1,700 円	1,700 円
同 南馬込文化センター	第一集会室	2,200 円	2,900 円	2,900 円
	第二集会室	720 円	960 円	960 円
	和室	920 円	1,200 円	1,200 円
	調理室	1,400 円	1,900 円	1,900 円
同 池上文化センター	第一集会室	1,900 円	2,600 円	2,600 円
	第二集会室	920 円	1,200 円	1,200 円
	和室	760 円	1,000 円	1,000 円
	調理室	1,100 円	1,500 円	1,500 円
同 嶺町文化センター	第一集会室	2,200 円	2,900 円	2,900 円
	第二集会室	900 円	1,200 円	1,200 円
	和室	780 円	1,100 円	1,100 円
	調理室	1,100 円	1,500 円	1,500 円
同 雪谷文化センター	第一集会室	2,500 円	3,300 円	3,300 円
	第二集会室	1,300 円	1,700 円	1,700 円
	和室	740 円	1,000 円	1,000 円

		調理室	1,300円	1,700円	1,700円
		陶芸室	520円	800円	800円
同	石川町文化センター	第一集会室	2,400円	3,200円	3,200円
		第二集会室	1,500円	2,100円	2,100円
		和室	540円	780円	780円
同	糺谷文化センター	第一集会室	1,900円	2,500円	2,500円
		第二集会室	960円	1,300円	1,300円
		和室	800円	1,300円	1,300円
		調理室	1,200円	1,600円	1,600円
		陶芸室(A)	540円	720円	720円
		陶芸室(B)	400円	540円	540円
同	羽田文化センター (地域活動施設)	第一集会室	1,300円	1,800円	1,800円
		第二集会室	1,600円	2,100円	2,100円
		第三集会室	900円	1,300円	1,300円
		第四集会室	1,000円	1,300円	1,300円
同	萩中文化センター	第一集会室	2,100円	2,800円	2,800円
		第二集会室	720円	960円	960円
		和室	620円	880円	880円
		調理室	820円	1,100円	1,100円
同	六郷文化センター	第一集会室	1,100円	1,500円	1,500円
		第二集会室	1,800円	2,300円	2,300円
		和室	620円	940円	940円
		調理室	1,100円	1,400円	1,400円

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第7条関係)

名称	施設名	1日に徴収できる額
大田区立美原文化センター	体育室	5,800円
同 馬込文化センター	体育室	6,600円
同 南馬込文化センター	体育室	5,800円
同 池上文化センター	体育室	6,600円
同 嶺町文化センター	体育室	6,200円
同 雪谷文化センター	体育室	6,600円
同 石川町文化センター	レクリエーションホール	3,080円
同 糺谷文化センター	体育室	6,600円
同 羽田文化センター (体育施設)	体育室	5,800円
同 萩中文化センター	体育室	5,400円
同 六郷文化センター	体育室	6,600円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 31 号議案

### 大田区大森西二丁目複合施設条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

### 大田区大森西二丁目複合施設条例

(設置)

第 1 条 地域づくりの拠点として各施設が連携し、相乗効果を高めることにより、地域力の向上に寄与するため、大田区大森西二丁目複合施設（以下「大森西二丁目複合施設」という。）を大田区大森西二丁目 16 番 2 号に設置する。

(構成施設)

第 2 条 大森西二丁目複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 大田区特別出張所設置条例（昭和 25 年条例第 5 号）に規定する大森西特別出張所
- (2) 大田区区民活動施設条例（令和 2 年条例第 65 号）に規定する大森西区民活動施設
- (3) 大田区立障害者福祉施設条例（昭和 58 年条例第 31 号）に規定する大田福祉作業所大森西分場
- (4) 大田区立保育園条例（昭和 26 年条例第 14 号）に規定する大森西保育園
- (5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業を実施する施設
- (6) その他必要な施設

(管理)

第 3 条 前条第 1 号から第 4 号までに掲げる施設の管理に関し必要な事項は、当該各号に規定する条例の定めるところによる。

2 前条第5号に掲げる施設の管理については、同号に規定する法律の定めるところにより、区がこれを行う。

3 前条第6号に掲げる施設の管理については、この条例の定めるところによる。  
(事業)

第4条 大森西二丁目複合施設においては、第1条に規定する目的を達成するため、第2条各号に掲げる施設の連携を推進する事業を行う。

(施設の変更制限)

第5条 大森西二丁目複合施設(第2条第6号に掲げる施設に限る。次条から第8条まで、第10条第1項第3号、同条第3項、第11条及び第12条において同じ。)の使用者(以下「使用者」という。)は、その使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、大森西二丁目複合施設への入館を断り、又は退館させることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者

(2) 館内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者

(3) 前2号に掲げるもののほか、大森西二丁目複合施設の管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、大森西二丁目複合施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 使用者は、大森西二丁目複合施設を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを

得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、大森西二丁目複合施設（第2条第1号及び第3号から第5号までに掲げる施設を除く。）の管理を行わせることができる。この場合において、第2条第2号に掲げる施設にあつては、同号に規定する条例の定めるところによる。

(指定管理者の指定手続)

第10条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- (2) 大森西二丁目複合施設の効用を最大限に発揮することができること。
- (3) 大森西二丁目複合施設の管理を安定的かつ効率的に行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は大森西二丁目複合施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 大森西二丁目複合施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、大森西二丁目複合施設の管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第2条第1号、第2号及び第5号の規定 規則で定める日

(経過措置)

2 区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(提案理由)

大田区大森西二丁目複合施設を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

## 第 32 号議案

大田区立大森東地域センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立大森東地域センター条例の一部を改正する条例

大田区立大森東地域センター条例（昭和 57 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

施設名	単位		
	午前	午後	夜間
広間			3,200 円
静養室			1,500 円
第一集会室	1,700 円	2,300 円	2,300 円
第二集会室	1,700 円	2,300 円	2,300 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 33 号議案

大田区立ライフコミュニティ西馬込条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立ライフコミュニティ西馬込条例の一部を改正する条例

大田区立ライフコミュニティ西馬込条例（平成 8 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

### 1 音楽スタジオ等

使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 10 時	午前 9 時 ～午後 10 時
音楽スタジオ	平日	720 円	1,400 円	2,100 円	4,220 円
	土曜日・日曜日・ 休日	860 円	1,700 円	2,700 円	5,260 円
調理室	平日	1,100 円	2,100 円	3,300 円	6,500 円
	土曜日・日曜日・ 休日	1,300 円	2,700 円	3,900 円	7,900 円
第一和室	平日	580 円	1,200 円	1,800 円	3,580 円
	土曜日・日曜日・ 休日	720 円	1,500 円	2,000 円	4,220 円
第二和室	平日	580 円	1,200 円	1,800 円	3,580 円
	土曜日・日曜日・ 休日	720 円	1,500 円	2,000 円	4,220 円
会議室	平日	860 円	1,700 円	2,500 円	5,060 円
	土曜日・日曜日・ 休日	980 円	2,100 円	3,100 円	6,180 円
特別研修室	平日	3,400 円	6,800 円	10,200 円	20,400 円
	土曜日・日曜日・ 休日	4,000 円	8,100 円	12,200 円	24,300 円

### 2 健康室

使用区分 使用日	午前	午後 1	午後 2	夜間 1	夜間 2
		午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分	正午～午後 2 時	午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分	午後 5 時～午後 7 時
平日	1,200 円	2,000 円	2,000 円	2,900 円	2,900 円
土曜日・日曜日・休日	1,500 円	2,400 円	2,400 円	3,500 円	3,500 円

### 3 トレーニングルーム

1 回につき 1 人 400 円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 34 号議案

大田区立池上会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立池上会館条例の一部を改正する条例

大田区立池上会館条例（平成 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 集会室等の項を次のように改める。

### 1 集会室等

施設名	使用区分	単位	使用料（1 回につき）
松の間	平日	午前	1,400 円
		午後	2,100 円
		夜間	3,400 円
		全日	6,900 円
	土曜日・日曜日・休日	午前	1,400 円
		午後	2,400 円
		夜間	4,100 円
		全日	7,900 円
竹の間	平日	午前	1,200 円
		午後	1,800 円
		夜間	3,000 円
		全日	6,000 円
	土曜日・日曜日・休日	午前	1,200 円
		午後	2,100 円
		夜間	3,600 円
		全日	6,900 円
紅梅の間	平日	午前	3,500 円
		午後	5,200 円
		夜間	8,700 円
		全日	17,400 円
	土曜日・日曜日・休日	午前	3,500 円
		午後	6,300 円
		夜間	10,400 円
		全日	20,200 円

白梅の間	平日	午前	3,500 円	
		午後	5,200 円	
		夜間	8,700 円	
		全日	17,400 円	
	土曜日・日曜日・休日	午前	3,500 円	
		午後	6,300 円	
		夜間	10,400 円	
		全日	20,200 円	
多目的ホール	平日	午前	1,900 円	
		午後	2,800 円	
		夜間	4,700 円	
		全日	9,400 円	
	土曜日・日曜日・休日	午前	1,900 円	
		午後	3,400 円	
		夜間	5,700 円	
		全日	11,000 円	
和室	平日	午前	360 円	
		午後	500 円	
		夜間	900 円	
		全日	1,760 円	
	土曜日・日曜日・休日	午前	360 円	
		午後	600 円	
		夜間	1,100 円	
		全日	2,060 円	
展示ホール	展示使用	全日	午前 9時 から 午後 10時 まで	15,800 円
		集会使用	平日	午前
	集会使用	平日	午後	10,500 円
			夜間	15,600 円
			全日	31,400 円
			土曜日・日曜日 ・休日	午前
		土曜日・日曜日 ・休日	午後	12,600 円
			夜間	18,900 円
			全日	37,800 円
			第一会議室	平日
午後	9,500 円			
夜間	14,300 円			

	土曜日・日曜日・休日	全日	28,600円
		午前	5,700円
		午後	11,400円
		夜間	17,100円
		全日	34,200円
第二会議室	平日	午前	2,400円
		午後	4,700円
		夜間	7,000円
		全日	14,100円
	土曜日・日曜日・休日	午前	2,800円
		午後	5,700円
		夜間	8,400円
		全日	16,900円
第三会議室	平日	午前	1,900円
		午後	3,600円
		夜間	5,400円
		全日	10,900円
	土曜日・日曜日・休日	午前	2,100円
		午後	4,400円
		夜間	6,600円
		全日	13,100円
集会室	平日	午前	10,800円
		午後	21,600円
		夜間	32,300円
		全日	64,700円
	土曜日・日曜日・休日	午前	12,900円
		午後	25,800円
		夜間	38,700円
		全日	77,400円
視聴覚室	平日	午前	2,100円
		午後	4,200円
		夜間	6,400円
		全日	12,700円
	土曜日・日曜日・休日	午前	2,500円
		午後	5,000円
		夜間	7,700円
		全日	15,200円
中研修室	平日	午前	1,400円
		午後	2,900円
		夜間	4,300円
		全日	8,600円

	土曜日・日曜日・休日	午前	1,600円
		午後	3,500円
		夜間	5,100円
		全日	10,200円
小研修室	平日	午前	800円
		午後	1,700円
		夜間	2,500円
		全日	5,000円
	土曜日・日曜日・休日	午前	900円
		午後	2,100円
		夜間	3,000円
		全日	6,000円
調理室	平日	午前	2,100円
		午後	4,400円
		夜間	6,600円
		全日	13,100円
	土曜日・日曜日・休日	午前	2,700円
		午後	5,400円
		夜間	8,000円
		全日	16,100円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 35 号議案

大田区立山王会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立山王会館条例の一部を改正する条例

大田区立山王会館条例（平成 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表集会室の項を次のように改める。

集会室	平日	1,500 円	2,900 円	4,300 円	8,700 円
	土曜日、 日曜日、 休日	1,800 円	3,500 円	5,100 円	10,400 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 36 号議案

大田区田園調布せせらぎ館条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区田園調布せせらぎ館条例の一部を改正する条例  
大田区田園調布せせらぎ館条例（令和元年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 トレーニングルームの項中「330 円」を「400 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 37 号議案

大田区立大森スポーツセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立大森スポーツセンター条例の一部を改正する条例

大田区立大森スポーツセンター条例（平成 8 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 競技場の項、2 ミーティングルームの項、3 小ホールの項、4 トレーニングルームの項及び 5 健康体育室の項を次のように改める。

### 1 競技場

区分		区別	アマチュアスポーツに使用する場合			アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
			小・中学校 及びその児 童・生徒	高等学校及 びその生徒	その他	
午前	午前 9 時～正午		4,200 円	8,100 円	24,100 円	40,700 円
午後	午後 1 時～午後 5 時		6,500 円	12,000 円	28,300 円	60,300 円
夜間	午後 6 時～午後 10 時		9,600 円	18,300 円	40,700 円	81,200 円
全日	午前 9 時～午後 10 時		20,300 円	38,400 円	93,100 円	182,200 円

### 2 ミーティングルーム

種別	区分	午前	午後	夜間
		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時
A 室		620 円	1,200 円	1,900 円
B 室		620 円	1,200 円	1,900 円

### 3 小ホール

区分	午前	午後	夜間
	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時
	4,400 円	8,800 円	13,400 円

### 4 トレーニングルーム

1人1入場1回につき400円

## 5 健康体育室

種別	スポーツに使用する場合			スポーツ以外に使用する場合		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後10 時	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後10 時
B室	1,100円	1,500円	2,500円	1,800円	3,200円	5,000円
C室	760円	1,000円	1,600円	1,300円	2,200円	3,300円
全室	1,860円	2,500円	4,100円	3,100円	5,400円	8,300円

別表第2備考第1号中「競技場」の次に「、ミーティングルーム」を加え、同表備考第5号中「本表使用料（第1号から第3号までの規定のいずれかに該当するときは、当該規定を適用した額。以下同じ。）の額にその2割相当額を加えた額」を「次に掲げる施設に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号ただし書中「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改め、同号に次のように加える。

ア 競技場又は健康体育室 本表使用料（第1号から第3号までの規定のいずれかに該当するときは、当該規定を適用した額。以下同じ。）の額にその5割相当額を加えた額

イ ミーティングルーム又は小ホール 本表使用料の額にその2割相当額を加えた額

別表第2備考第6号を次のように改める。

(6) その他使用料の計算方法については、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定（同表備考第5号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 38 号議案

大田スタジアム条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田スタジアム条例の一部を改正する条例

大田スタジアム条例（平成 30 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「使用承認又は占有許可（以下「使用承認等」という。）の際に納付」を「前納」に改める。

第 12 条各号列記以外の部分中「使用承認等」を「使用の承認若しくは占有の許可（以下「使用承認等」という。）」に改める。

別表第 1 野球場の項を次のように改める。

野球場	2 時間以内	平日	9,300 円	18,600 円
		土曜・日曜・休日	15,600 円	31,200 円

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 39 号議案

大田区立水泳場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立水泳場条例の一部を改正する条例

大田区立水泳場条例（令和 6 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条、第 20 条関係）

名称	単位		使用日	金額	
				使用者の住所又は 使用団体の所在地	
				区内	区外
平和島公園水泳場 東調布公園水泳場	1 人・1 回		夏季	450 円	450 円
	1 人・ 1 回	2 時間以内	夏季以外の 季	600 円	600 円
		超過時間 30 分ごと		150 円	150 円
萩中公園 水泳場	1 人・ 1 回	3 時間以内	夏季	450 円	450 円
		2 時間以内	夏季以外の 季	600 円	600 円
		超過時間 30 分ごと		150 円	150 円
平和島公園水泳場 東調布公園水泳場	貸 切 り・1 回	2 時間以内	夏季以外の 季	44,500 円	53,300 円
		1 時間 30 分 以内	夏季	25,100 円	30,100 円
			夏季以外の 季	33,500 円	40,200 円
萩中公園 水泳場		2 時間以内	夏季以外の 季	31,700 円	38,100 円
		1 時間 30 分 以内	夏季	18,000 円	21,600 円
			夏季以外の 季	23,800 円	28,600 円

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料又は利

用に係る利用料金について適用し、同日前の使用又は利用に係るものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、水泳場の利用料金の限度額を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 40 号議案

大田区立多摩川田園調布緑地条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立多摩川田園調布緑地条例の一部を改正する条例

大田区立多摩川田園調布緑地条例（昭和 53 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表ア運動施設の部を次のように改める。

### ア 運動施設

種別	単位	使用日	使用料
野球場 A	1 面・1 回 1 時間以内	平日	3,600 円
		土・日曜日 休日	7,200 円
		平日	750 円
野球場 B	同	土・日曜日 休日	1,500 円
野球場 C		平日	750 円
野球場 D		土・日曜日 休日	1,500 円
庭球場	同	平日	750 円
		土・日曜日 休日	1,150 円
		平日	750 円
サッカー場	同	土・日曜日 休日	1,500 円
		平日	750 円
		土・日曜日 休日	1,500 円

付記 この表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。

別表イ附属施設の部駐車場の項中「30 分以内」を「20 分以内」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 41 号議案

大田区民プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区民プラザ条例の一部を改正する条例

大田区民プラザ条例（昭和 62 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
大ホール	平日	26,500 円	52,900 円	79,400 円	158,800 円
	土曜・日 曜・休日	31,800 円	63,500 円	95,300 円	190,600 円
大ホール （舞台のみ）	平日	13,300 円	26,500 円	39,700 円	79,500 円
	土曜・日 曜・休日	15,900 円	31,800 円	47,700 円	95,400 円
第一楽屋		340 円	700 円	1,000 円	2,040 円
第二楽屋		720 円	1,400 円	2,000 円	4,120 円
第三楽屋		740 円	1,500 円	2,100 円	4,340 円
第四楽屋		1,200 円	2,400 円	3,400 円	7,000 円
第五楽屋		1,500 円	2,800 円	4,500 円	8,800 円
リハーサル室	平日	3,200 円	6,200 円	9,400 円	18,800 円
	土曜・日 曜・休日	3,800 円	7,400 円	11,200 円	22,400 円
小ホール（公演・ 集会使用）	平日	5,800 円	11,600 円	17,500 円	34,900 円
	土曜・日 曜・休日	7,000 円	13,900 円	21,000 円	41,900 円
小ホール（展示使 用）					17,500 円
展示室（全室）（展 示使用）					32,800 円
第一展示室					7,400 円
第二展示室					9,100 円

第三展示室					9,100 円
第四展示室					7,100 円
展示室(集会使用)	平日	10,900 円	21,900 円	32,700 円	65,500 円
	土曜・日曜・休日	13,000 円	26,200 円	39,300 円	78,500 円
第一会議室	平日	1,500 円	2,800 円	4,500 円	8,800 円
	土曜・日曜・休日	1,600 円	3,500 円	5,200 円	10,300 円
第二会議室	平日	1,800 円	3,700 円	5,600 円	11,100 円
	土曜・日曜・休日	2,100 円	4,500 円	6,600 円	13,200 円
第三会議室	平日	2,100 円	4,400 円	6,500 円	13,000 円
	土曜・日曜・休日	2,600 円	5,300 円	7,900 円	15,800 円
第四会議室	平日	1,100 円	2,100 円	3,200 円	6,400 円
	土曜・日曜・休日	1,300 円	2,600 円	4,000 円	7,900 円
美術室	平日	1,600 円	3,300 円	5,000 円	9,900 円
	土曜・日曜・休日	2,000 円	4,000 円	6,000 円	12,000 円
第一和室	平日	440 円	920 円	1,400 円	2,760 円
	土曜・日曜・休日	540 円	1,100 円	1,600 円	3,240 円
第二和室	平日	440 円	920 円	1,400 円	2,760 円
	土曜・日曜・休日	540 円	1,100 円	1,600 円	3,240 円
茶室	平日	360 円	680 円	1,100 円	2,140 円
	土曜・日曜・休日	420 円	800 円	1,300 円	2,520 円
体育室(貸切り使用)	平日	4,200 円	8,600 円	13,100 円	25,900 円
	土曜・日曜・休日	5,100 円	10,500 円	15,600 円	31,200 円
体育室(オートテニス時間使用)	30 分につき 1 人 400 円				
体育室(卓球時間使用)	1 時間につき 1 台 400 円				
第一音楽スタジオ	2 時間につき 3,800 円				
第二音楽スタジオ	2 時間につき 1,900 円				
トレーニングルーム	1 回につき 1 人 400 円				

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（大ホール、大ホール（舞台のみ）、第一楽屋、第二楽屋、第三楽屋、第四楽屋及び第五楽屋（以下「大ホール等」という。）に係る部分に限る。）は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定（大ホール等に係る部分を除く。）は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 3 改正後の別表の規定（大ホール等に係る部分に限る。）は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 42 号議案

大田区民ホール条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区民ホール条例の一部を改正する条例

大田区民ホール条例（平成 10 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

施設名	使用区分	使用日	午前	午後	夜間	全日
			午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 10 時	午前 9 時 ～午後 10 時
大ホール	平日		78,100 円	156,200 円	234,300 円	468,600 円
	土曜・日 曜・休日		93,700 円	187,500 円	281,200 円	562,400 円
大ホール (舞台のみ)	平日		39,000 円	78,100 円	117,100 円	234,200 円
	土曜・日 曜・休日		46,800 円	93,700 円	140,600 円	281,100 円
特別第一楽屋			1,200 円	2,400 円	3,500 円	7,100 円
特別第二楽屋			1,200 円	2,400 円	3,500 円	7,100 円
第一楽屋			1,200 円	2,400 円	3,500 円	7,100 円
第二楽屋			1,200 円	2,400 円	3,500 円	7,100 円
第三楽屋			700 円	1,500 円	2,200 円	4,400 円
第四楽屋			700 円	1,500 円	2,200 円	4,400 円
第五楽屋			440 円	900 円	1,400 円	2,740 円
第六楽屋			440 円	900 円	1,400 円	2,740 円
小ホール (公演・集会使用)	平日		7,700 円	15,400 円	23,100 円	46,200 円
	土曜・日 曜・休日		9,300 円	18,500 円	27,800 円	55,600 円
小ホール (展示使用)						21,600 円
第一控室			440 円	900 円	1,400 円	2,740 円
第二控室			440 円	900 円	1,400 円	2,740 円
展示   全室						42,000 円

室 (展 示使 用)	二 分 割	展示室A					21,000円
		展示室B					21,000円
	三 分 割	展示室一					11,600円
		展示室二					18,700円
		展示室三					11,600円
	展示室 (集会使用)		平日	15,600円	31,200円	46,800円	93,600円
土曜・日 曜・休日			18,700円	37,500円	56,200円	112,400円	
Aスタジオ		2時間につき 4,300円					
Bスタジオ		2時間につき 1,800円					

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（大ホール、大ホール（舞台のみ）、特別第一楽屋、特別第二楽屋、第一楽屋、第二楽屋、第三楽屋、第四楽屋、第五楽屋及び第六楽屋（以下「大ホール等」という。）に係る部分に限る。）は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表の規定（大ホール等に係る部分を除く。）は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 改正後の別表の規定（大ホール等に係る部分に限る。）は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 43 号議案

大田文化の森条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田文化の森条例の一部を改正する条例

大田文化の森条例（平成 13 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 10 時	午前 9 時 ～午後 10 時
ホール	平日	14,700 円	22,200 円	29,600 円	66,500 円
	土曜・日曜・ 休日	17,700 円	26,800 円	35,600 円	80,100 円
ホール（舞台 のみ）	平日	7,300 円	11,000 円	14,700 円	33,000 円
	土曜・日曜・ 休日	8,800 円	13,200 円	17,700 円	39,700 円
第一楽屋		900 円	1,200 円	1,600 円	3,700 円
第二楽屋		900 円	1,200 円	1,600 円	3,700 円
第一スポーツ スタジオ （リハーサル 室）	平日	2,200 円	3,500 円	4,700 円	10,400 円
	土曜・日曜・ 休日	2,700 円	4,300 円	5,700 円	12,700 円
展示コーナー	平日	2,200 円	3,500 円	4,700 円	10,400 円
	土曜・日曜・ 休日	2,700 円	4,300 円	5,700 円	12,700 円
第一創作工房 （調理室）	平日	1,600 円	2,600 円	3,300 円	7,500 円
	土曜・日曜・ 休日	2,000 円	3,100 円	4,000 円	9,100 円
第二創作工房 （美術室）	平日	1,800 円	2,800 円	3,800 円	8,400 円
	土曜・日曜・ 休日	2,100 円	3,500 円	4,600 円	10,200 円
第三創作工房 （工芸室）	平日	1,600 円	2,600 円	3,300 円	7,500 円
	土曜・日曜・	2,000 円	3,100 円	4,000 円	9,100 円

	休日				
和室	平日	1,600円	2,600円	3,300円	7,500円
	土曜・日曜・休日	2,000円	3,100円	4,000円	9,100円
第一集会室	平日	1,200円	1,800円	2,500円	5,500円
	土曜・日曜・休日	1,500円	2,100円	2,800円	6,400円
第二集会室	平日	2,100円	3,200円	4,300円	9,600円
	土曜・日曜・休日	2,600円	3,800円	5,200円	11,600円
第三集会室	平日	2,200円	3,300円	4,600円	10,100円
	土曜・日曜・休日	2,700円	4,000円	5,600円	12,300円
第四集会室	平日	2,200円	3,300円	4,600円	10,100円
	土曜・日曜・休日	2,700円	4,000円	5,600円	12,300円
控室		700円	1,000円	1,400円	3,100円
多目的室	平日	11,500円	17,500円	23,200円	52,200円
	土曜・日曜・休日	13,800円	20,800円	27,800円	62,400円
広場	平日	400円	600円	700円	1,700円
	土曜・日曜・休日	600円	700円	900円	2,200円
第一音楽スタジオ	2時間につき2,000円				
第二音楽スタジオ	2時間につき2,200円				
第三音楽スタジオ	2時間につき1,800円				
第二スポーツスタジオ (スカッシュコート)	1時間につき1,000円				
駐車場	1台30分につき100円				

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について

て適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 44 号議案

大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区産業プラザ条例の施設の一部の供用停止に関する条例

大田区産業プラザ条例（平成 6 年条例第 39 号）に規定する施設のうち、次の各号に掲げる施設は、それぞれ当該各号に定める期間、その供用を停止する。

- (1) C 会議室、D 会議室及び E 会議室 令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで
- (2) F 会議室及び G 会議室 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

付 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区産業プラザの大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、当該施設の一部の供用を停止するため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

## 第 45 号議案

大田区老人いこいの家条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区老人いこいの家条例の一部を改正する条例

大田区老人いこいの家条例（昭和 44 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3（第 6 条関係）

名称	施設名	区分	使用料
大森中老人いこいの家	広間	夜間	2,100 円
	第一静養室 第二静養室	夜間	700 円
大森東老人いこいの家	静養室	夜間	1,300 円
	集会室	午前	1,500 円
		午後	1,800 円
		夜間	2,000 円
山王高齢者センター	広間	夜間	2,100 円
	静養室	夜間	600 円
	集会室	午前	1,600 円
		午後	1,800 円
		夜間	2,400 円
池上老人いこいの家	広間	夜間	2,600 円
	第一静養室	夜間	620 円
	第二静養室	夜間	560 円
新井宿老人いこいの家	広間	夜間	2,400 円
	第一静養室 第二静養室	夜間	1,100 円
鵜の木老人いこいの家	広間	夜間	2,500 円
	第一静養室 第二静養室	夜間	900 円
仲池上老人いこいの家	広間	夜間	2,000 円
	静養室	夜間	1,000 円

	集会室	午前	1,500 円
		午後	1,800 円
		夜間	2,000 円
千束老人いこいの家	広間	夜間	2,200 円
	第一娯楽室 第二娯楽室	夜間	820 円
	第三娯楽室	夜間	920 円
	第一静養室 第二静養室	夜間	820 円
東糺谷老人いこいの家	広間	夜間	2,000 円
	静養室	夜間	1,000 円
	集会室	午前	1,500 円
		午後	1,800 円
	夜間	2,100 円	
東六郷老人いこいの家	広間	夜間	2,000 円
	静養室	夜間	920 円
	集会室	午前	1,600 円
		午後	1,800 円
	夜間	2,100 円	
仲六郷老人いこいの家	広間	夜間	1,600 円
	第二広間	夜間	920 円
	第一静養室	夜間	420 円
	第二静養室	夜間	240 円
	第三静養室	夜間	440 円
	集会室	午前	1,700 円
		午後	2,000 円
	夜間	2,300 円	
東蒲田老人いこいの家	広間	夜間	2,600 円
	第一静養室	夜間	600 円
	第二静養室	夜間	640 円
本蒲田老人いこいの家	広間	夜間	2,500 円
	第一静養室 第二静養室	夜間	640 円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料に

ついて適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 46 号議案

大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める  
条例の一部を改正する条例

大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例  
(平成 27 年条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」  
に改め、「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「員数」の次に「(地域包括支援センター  
運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案  
して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職  
員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき  
時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職  
員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」  
を加え、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同  
条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援  
センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センタ  
ーが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数につい  
て、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の  
員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の

一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員の配置基準の緩和に係る規定を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 47 号議案

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例  
大田区立障害者福祉施設条例（昭和 58 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 通所施設の部大田区立大田福祉作業所大森西分場の項中「大森西二丁目 20 番 17 号」を「大森西二丁目 16 番 2 号」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

大田福祉作業所大森西分場の移転のため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 48 号議案

大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（平成 24 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号ウ中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

衛生及び風紀に必要な措置等の基準を改めるため、条例を改正する必要がある  
ので、この案を提出する。

## 第 49 号議案

地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例  
地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成 22 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 自然環境に対する配慮（第 60 条—第 63 条）」を  
「第 6 章 自然環境に対する配慮

第 1 節 事業を行う者の責務（第 60 条—第 63 条）

第 2 節 再生可能エネルギー設備に係る建築士の説明義務（第 63 条の 2）」  
に改める。

第 2 条第 8 号中「地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針に基づいた活動」を「区のまちづくり事業と連携した活動又は第 6 号に規定するまちづくり活動」に改め、同条中第 31 号を第 32 号とし、第 10 号から第 30 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 地区まちづくり構想 第 7 条に規定するまちづくりの基本と整合し、地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針、目標等で構成する地区まちづくり協議会が活動するための指針をいう。

第 4 条中「強いまちづくり」の次に「、水や緑などの自然環境を大切にするまちづくり」を加える。

第 5 条に次の 1 項を加える。

4 事業者は、区民と共に水や緑などの自然環境を大切にするまちづくりの推進に努めるとともに、区が実施する水や緑などの自然環境を大切にするまちづく

りに関する施策に協力しなければならない。

第6条第4項中「強いまちづくり」の次に「、水や緑などの自然環境を大切に  
するまちづくり」を加える。

第8条第1号中「まちづくり活動」を「区と連携してまちづくり活動」に改め、  
同条第2号中「協議会の運営及び」を削る。

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第  
4号を第3号とし、同条第4項中「2年」を「3年」に改める。

第10条第1項中「審査会の審査を経て、」を「規則で定めるところにより」に  
改め、同条第4項第1号を次のように改める。

- (1) 協議会のまちづくり活動において登録専門家の支援を必要とする事業  
(以下「専門家支援事業」という。)

第11条第3号中「地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針を策定し、」  
を「地区まちづくり構想を策定し、自立した運営により」に改める。

第12条の見出し中「支援事業」を「の認定」に改め、同条第1項第5号を次の  
ように改める。

- (5) 地区まちづくり構想に基づき、自立してまちづくり活動を実施している  
こと。

第12条第5項から第10項までを削る。

第13条を次のように改める。

(地区まちづくり協議会支援事業)

第13条 区長は、協議会が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該協議会か  
らの申請に基づき、審査会の審査を経て、規則で定めるところにより協議会の  
活動に係る経費の助成（以下「協議会活動経費助成」という。）を行う。

- (1) 地区まちづくり構想に基づくまちづくり活動計画を作成し、これに基づ  
くまちづくり活動を行おうとしていること。

(2) 協議会単独での前号のまちづくり活動の実施が困難であり、区の支援を必要としていること。

(3) 同種の他の助成（次条第2項の規定による助成を除く。）を活用していないこと。

2 協議会活動経費助成を受けた協議会（以下「助成協議会」という。）は、会計年度の専門家支援事業を変更しようとするときは、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

3 助成協議会は、協議会活動経費助成に係る会計年度が終了したときは、区長に対し、規則で定めるところにより活動の報告をしなければならない。

4 区長は、助成協議会が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、協議会活動経費助成の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 認定を取り消されたとき。

(2) 協議会の活動に係る経費以外の用途に助成金を使用したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

5 助成協議会は、前項の規定により協議会活動経費助成を取り消されたときは、当該取消しに係る部分に関する助成金を速やかに返還しなければならない。

第14条第2項第2号中「助成金」を「助成（前条第1項の規定による助成を除く。）」に改める。

第15条第4項中「解散したとき」の次に「又は登録団体から登録の取消しの申請があったとき」を加える。

第19条第1項を削り、同条第2項中「土地所有者等は、」の次に「建築基準法第69条の規定に基づき、」を加え、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第21条第1項中「一団の土地で同一の事業者が同時期又は引き続いて行う」を「隣接する土地で同時期に若しくは引き続いて行われる」に改め、「同一の事業」

の次に「又は建築基準法第 86 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により一の敷地とみなされることとなる一団地若しくは一定の一団の土地の区域内において行われる同一の事業」を加え、「開発事業」を「これらを開発事業とみなし、かつ、これらの事業を行う者を開発事業者」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、これらの事業を行う者又はこれらの事業の設計者若しくは工事施工者が、いずれも同一でない又は実質的に同一と認められる関係として規則で定める関係にない場合は、この限りでない。

第 21 条第 3 項中「第 85 条第 1 項から第 4 項まで」を「第 85 条第 1 項から第 5 項まで」に、「同条第 5 項」を「同条第 6 項及び第 7 項」に改める。

第 60 条の前に次の節名を付する。

#### 第 1 節 事業を行う者の責務

第 60 条中「この章」を「この節」に改める。

第 63 条の見出しを「(建築物の脱炭素化)」に改め、同条中「の活用」を「を活用するとともに、省エネルギー化」に改める。

第 6 章に次の 1 節を加える。

#### 第 2 節 再生可能エネルギー設備に係る建築士の説明義務

(説明義務の対象となる建築物の用途及び規模)

第 63 条の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)第 63 条第 1 項に規定する条例で定める用途は、次に掲げる建築物の用途以外のものとする。

- (1) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- (2) 文化財保護法第 143 条第 1 項又は第 2 項の伝統的建造物群保存地区内に

における同法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物

(3) 旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定により重要美術品等として認定された建築物

(4) 文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物

(5) 第1号、第3号又は前号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物

(6) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

(7) 建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後3月以内であるもの又は同条第3項の許可を受けたもの

(8) 建築基準法第85条第2項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

(9) 建築基準法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた建築物

2 建築物省エネ法第63条第1項に規定する条例で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるものとする。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の地域力を生かした大田区まちづくり条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく大田区まちづくり認定審査会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に区長に対して行ったまちづくり専門家の登録に係る申請でこの条例の施行の際当該申請に対する決定がされていないものは、この条例による改正後の地域力を生かした大田区まちづくり条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく申請があったものとみなす。
- 4 施行日前に区長に対して行った地区まちづくり協議会の認定に係る申請でこの条例の施行の際当該申請に対する決定がされていないものは、新条例の規定に基づく申請があったものとみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に協議会の認定を受けているものに係る改正後の第12条第2項から第4項までの規定の適用については、同条第2項中「5年」とあるのは「5年（令和7年4月1日前の期間を含む。）」とし、同条第3項の規定による更新の申請に基づき最初の更新がされるまでの間は、同条第4項第3号中「認定の要件」とあるのは「地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）による改正前の第12条第1項に規定する認定の要件」とする。
- 6 改正後の第13条の規定は、施行日以後に協議会活動経費助成の申請をするものから適用し、施行日前に旧条例に基づく協議会運営経費助成及び協議会活動事業助成の申請をしたものについては、なお従前の例による。
- 7 改正後の第21条第1項の規定は、施行日以後に事前協議を行う住宅宅地開発事業、集団住宅建設事業又は一定規模建設事業（以下「開発事業」という。）から適用し、施行日前に事前協議を行った開発事業については、なお従前の例による。

（提案理由）

区民、事業者及び区の責務に水や緑などの自然環境を大切にすまちづくりの推進等を掲げるとともに、地区まちづくり支援事業を見直すほか、規定を整備す

るため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 50 号議案

羽田空港跡地第 1 ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会条例を  
廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

羽田空港跡地第 1 ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会条例を  
廃止する条例

羽田空港跡地第 1 ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会条例（令和  
6 年条例第 47 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

羽田空港跡地第 1 ゾーン都市計画公園の整備、維持管理、運営等を行う事業者  
の選定の終了に伴い、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する。

## 第 51 号議案

大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例の一部を  
改正する条例

大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例(昭和 63 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 自転車の項中「3,000 円」を「5,000 円」に、同表原動機付自転車の項中「5,000 円」を「10,000 円」に、同表自動二輪車の項中「10,000 円」を「15,000 円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に撤去された自転車、原動機付自転車及び自動二輪車に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

(提案理由)

自転車等の撤去に要した費用の徴収に係る額を改定するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 52 号議案

大田区特別区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区特別区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

大田区特別区道路占用料等徴収条例（昭和 47 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表中

9,350 円		9,740 円
14,300 円		14,900 円
19,300 円		20,100 円
7,720 円		8,690 円
12,400 円		13,900 円
17,000 円		19,100 円
830 円		860 円
83 円		86 円
50 円		52 円
8,180 円		8,520 円
5,010 円		5,210 円
16,700 円		17,300 円
23,400 円		24,600 円
16,700 円	を	17,300 円
190 円		200 円
340 円		360 円
500 円		520 円
750 円		780 円
1,000 円		1,040 円
1,500 円		1,560 円
2,000 円		2,080 円
3,500 円		3,650 円
5,010 円		5,210 円
10,000 円		10,400 円
14,800 円		17,300 円

に、

16,700 円
----------

17,300 円
----------

11,700 円
7,020 円
10,400 円
230 円
23,400 円
23,400 円
13,300 円
230 円
23,400 円
234,000 円
117,000 円
16,700 円

を

12,300 円
7,400 円
11,000 円
240 円
24,600 円
24,600 円
13,900 円
240 円
24,600 円
246,700 円
123,300 円
17,300 円

に、

23,400 円
8,640 円
23,400 円
16,700 円

を

24,600 円
10,300 円
24,600 円
17,300 円

に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占用の期間に属するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

道路占用料の額を改定するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 53 号議案

大田区公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区公共物管理条例の一部を改正する条例

大田区公共物管理条例(平成 14 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

9,350 円		9,740 円
14,300 円		14,900 円
19,300 円		20,100 円
7,720 円		8,690 円
12,400 円		13,900 円
17,000 円		19,100 円
830 円		860 円
83 円		86 円
50 円		52 円
8,180 円		8,520 円
5,010 円		5,210 円
16,700 円		17,300 円
23,400 円		24,600 円
16,700 円	を	17,300 円
190 円		200 円
340 円		360 円
500 円		520 円
750 円		780 円
1,000 円		1,040 円
1,500 円		1,560 円
2,000 円		2,080 円
3,500 円		3,650 円
5,010 円		5,210 円
10,000 円		10,400 円
14,800 円		17,300 円
16,700 円		17,300 円

に、

11,700 円	12,300 円
7,020 円	7,400 円
10,400 円	11,000 円
230 円	240 円
23,400 円	24,600 円
23,400 円	24,600 円
13,300 円	13,900 円
230 円	240 円
23,400 円	24,600 円
117,000 円	123,300 円
16,700 円	17,300 円

を

に、

23,400 円	24,600 円
8,640 円	10,300 円
23,400 円	24,600 円
16,700 円	17,300 円

を

に改める。

別表第 2 中

4,587 円	4,813 円
2,293 円	2,406 円
4,587 円	4,813 円
764 円	802 円
4,587 円	4,813 円

を

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の占有又は使用に係る占有料又は使用料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占有又は使用の期間に属するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

公共物の占用料及び使用料の額を改定するため、条例を改正する必要があるの  
で、この案を提出する。

## 第 54 号議案

大田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立公園条例の一部を改正する条例

大田区立公園条例（昭和 52 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条各号及び第 9 条第 1 号中「、氏名及び職業」を「及び氏名」に改める。

第 21 条の 7 第 1 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 第 5 条第 1 項又は第 3 項の規定による行為の制限の許可に関する業務

第 21 条の 11 第 1 項中「第 15 条第 1 項」を「第 12 条第 2 項又は第 15 条第 1 項」に改め、「定める」の次に「公園において、指定管理者から第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の許可又は」を、「指定管理者に」の次に「当該許可に係る占用料又は」を加え、同条第 3 項中「額は」の次に「、別表第 1」を加える。

別表第 1 の 3 公園の占用料の部中「1,856 円」を「1,933 円」に、「825 円」を「859 円」に、「1,375 円」を「1,432 円」に、「550 円」を「572 円」に、「1,038 円」を「1,245 円」に、「412 円」を「429 円」に、「687 円」を「716 円」に、「1,184 円」を「1,420 円」に、「10,800 円」を「11,280 円」に、「16,875 円」を「17,625 円」に、「45 円」を「47 円」に改める。

別表第 3 ア運動施設の部野球場の項中「900 円」を「1,100 円」に、「1,800 円」を「2,200 円」に、「3,600 円」を「4,400 円」に改め、同部庭球場の項中「1,200 円」を「1,400 円」に、「2,400 円」を「2,800 円」に、「4,800 円」を「5,600 円」に改め、同部球技場の項中「900 円」を「1,100 円」に、「1,800 円」を「2,200 円」に、「3,600 円」を「4,400 円」に改め、同部サッカー場の項中「900 円」を

「7,200円」に、「1,800円」を「14,400円」に、「3,600円」を「28,800円」に改め、同部フットサル場の項中「2,000円」を「2,400円」に、「4,000円」を「4,800円」に、「8,000円」を「9,600円」に改め、同部弓道場アーチェリー場の項中「4,500円」を「4,400円」に、「5,400円」を「8,800円」に改め、同部相撲場の項中「2,600円」を「3,100円」に、「3,900円」を「6,200円」に、「3,100円」を「3,700円」に、「4,600円」を「7,400円」に、「5,800円」を「12,400円」に、「6,900円」を「14,800円」に改め、同部多目的スポーツ場の項中「4,000円」を「4,800円」に、「8,000円」を「9,600円」に、「16,000円」を「19,200円」に、「2,000円」を「2,400円」に改め、同部ビーチバレー場メインコートの項中「1,400円」を「1,700円」に、「2,100円」を「3,400円」に、「3,100円」を「6,800円」に改め、同部ビーチバレー場サブコートの項中「700円」を「840円」に、「1,000円」を「1,700円」に、「1,500円」を「3,400円」に改め、同表イその他の施設の部集会室の款池上梅園1室・1回の項中「600円」を「700円」に、「840円」を「1,000円」に改め、同部多目的室の款東糺谷防災公園1室・1回の項中「3,700円」を「4,400円」に改め、同款水神公園1室・1回の項中「1,500円」を「1,800円」に、「2,000円」を「2,500円」に改め、同部茶室の款中「2,700円」を「3,300円」に、「4,200円」を「5,200円」に改める。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占用の期間に属するものについては、なお従前の例による。

3 改正後の別表第3の規定は、第1項ただし書に規定する施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すとともに、公園の占用料の額を改定するほか、指定管理者に行わせることができる業務及び当該業務に係る利用料金に関する規定等を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 55 号議案

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例(昭和 55 年条例第  
19 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 運動施設の部庭球場の項中「600 円」を「720 円」に、「1,200 円」  
を「1,400 円」に、「950 円」を「1,400 円」に、「2,400 円」を「2,800 円」に  
改め、同部サッカー場の項中「4,000 円」を「7,200 円」に、「8,000 円」を「14,400  
円」に、「16,000 円」を「28,800 円」に改め、同部フットサル場の項中「2,000  
円」を「2,400 円」に、「4,000 円」を「4,800 円」に、「8,000 円」を「9,600  
円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料に  
ついて適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する  
必要があるため、この案を提出する。

第 56 号議案

大田区立多摩川緑地付属施設条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立多摩川緑地付属施設条例の一部を改正する条例  
大田区立多摩川緑地付属施設条例（昭和 56 年条例第 16 号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第 1 集会室の項中「2,100 円」を「2,000 円」に、「3,500 円」を「3,400  
円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料に  
ついて適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する  
必要があるため、この案を提出する。

第 57 号議案

清潔で美しい大田区をつくる条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

清潔で美しい大田区をつくる条例の一部を改正する条例

清潔で美しい大田区をつくる条例（平成 9 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「設置し、その事務局を環境清掃部に」を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

環境美化審議会に係る規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 58 号議案

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

大田区立児童館条例（昭和 42 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「の保護者」の次に「（大田区立田園調布本町児童館東嶺町分室にあつては、乳幼児及びその保護者）」を加える。

別表第 1 中「東嶺町児童館」を「田園調布本町児童館東嶺町分室」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条、第 6 条関係）

児童館名	施設名	使用者	使用料
大田区立東糶谷児童館羽田分室	音楽スタジオ	事業利用者	2 時間につき 300 円
		その他の者	2 時間につき 1,500 円

備考

- 1 使用の時間区分は、規則で定める。
- 2 この表において「事業利用者」とは、第 4 条第 3 項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。
- 3 この表において「その他の者」とは、第 4 条第 3 項ただし書の規定により区長が認める者をいう。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

東嶺町児童館の名称を田園調布本町児童館東嶺町分室に改めるほか、規定を整

備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 59 号議案

大田区立多摩川集会室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立多摩川集会室条例の一部を改正する条例

大田区立多摩川集会室条例（平成 10 年条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

使用区分 施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
第一集会室	平日	560 円	1,200 円	1,700 円	3,460 円
	土曜日・日 曜日・休日	660 円	1,300 円	2,000 円	3,960 円
第二集会室	平日	560 円	1,200 円	1,700 円	3,460 円
	土曜日・日 曜日・休日	660 円	1,300 円	2,000 円	3,960 円
和室集会室	平日	580 円	1,200 円	1,700 円	3,480 円
	土曜日・日 曜日・休日	700 円	1,400 円	2,100 円	4,200 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 60 号議案

大田区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

大田区子ども家庭支援センター条例（平成 14 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 会議室の項中「2,000 円」を「1,800 円」に、「2,600 円」を「2,400 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 61 号議案

大田区立保育園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立保育園条例の一部を改正する条例

大田区立保育園条例（昭和 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「に欠ける」を「を必要とする」に、「第 35 条」を「第 35 条第 3 項」に改める。

別表同大森西保育園の項中「大森西二丁目 20 番 17 号」を「大森西二丁目 16 番 2 号」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

大森西保育園を移転するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 62 号議案

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26  
年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整理する  
ため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 63 号議案

大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例

大田区立学校校外施設設置条例（昭和 48 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 11 条、第 20 条関係）

施設名	1 人 1 泊	1 部屋 1 泊
児童宿泊室	2,500 円	15,000 円
引率室	2,500 円	7,500 円
バリアフリー室	2,500 円	7,500 円

別表第 1 備考第 2 号中「2,000 円」を「2,500 円」に改め、同表備考第 3 号中「1,050 円」を「1,300 円」に改める。

別表第 2 備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 11 条、第 20 条関係）

付帯施設名	区分	金額	摘要
調理実習室	1 時間	660 円	貸切利用
工作体験室	1 時間	660 円	貸切利用
多目的室 1	1 時間	660 円	貸切利用
多目的室 2	1 時間	660 円	貸切利用
多目的スペース	1 時間	1,300 円	貸切利用
飯ごう炊さん場(かまど)	1 回 1 基	660 円	
体育室	1 時間	1,000 円	貸切利用
スポーツ広場	1 時間	1,000 円	貸切利用

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に

係る利用料金について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設及び付帯施設に係る利用料金の限度額を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。